

令和6年度 第2回 藤沢市介護保険運営協議会 質問回答一覧

議題(1) 藤沢市介護保険事業の実施状況及び第8期介護保険事業計画の実績報告【資料1－1】【資料1－2】

項目	質問等	質問者	回答																
1	①介護認定者数、利用者数共に増加傾向にあるにも関わらず、認定者数に占める利用率が減少しているということは、要支援の方の利用が少ないことが要因か？ ②藤沢市の第一号被保険者あたりの給付月額について、訪問介護が全国、神奈川県よりも突出しているのは、在宅介護が多いからと理解してよいのか？	竹松委員	①認定者数に占める利用率の減少について サービス利用割合の減少については、利用実績から、主に、要支援者など、軽度な方の利用が少ないことが要因となっていることが窺えます。 通常、要介護・要支援認定を受けたのちに、状態が改善した場合や、長期的に医療機関に入院することとなった場合など、継続してサービスを利用する必要性がなくなったときには、認定有効期間満了後、引き続き認定を受ける必要はなくなります。 認定有効期間に関して、令和3年度制度改正において、更新申請の際の有効期間の上限が36か月から48か月に延長されたことに伴い、サービスを利用していない認定者であっても、認定有効期間満了日までは保有している認定が継続することから、利用率が低下したことが可能性として考えられます。 ②訪問介護の第一号被保険者あたりの給付月額について 本市では、受給者1人あたりの給付月額が県平均を上回っていますが、これは、受給者1人あたりの利用回数が多いことが要因となっているものと考えられ、特に、要介護度の高い利用者においてこの傾向が強くなっています。 なお、通所介護など、他の在宅サービスに関しては、この傾向はみられず、訪問介護に特有となっていることから、一概に他市町村と比較して在宅介護が多いとは断言できませんが、中重度となってもサービスを利用しながら在宅生活を継続している方が多いことが窺えます。 (参考:訪問介護の受給者1人あたり給付月額等) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>全国</th><th>神奈川県</th><th>藤沢市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者1人あたり給付月額</td><td>81,242円</td><td>78,452円</td><td>89,582円</td></tr> <tr> <td>受給者1人あたり利用回数</td><td>28.0回</td><td>25.3回</td><td>32.2回</td></tr> <tr> <td>サービス提供事業所数(人口10万対)</td><td>29.2事業所</td><td>23.4事業所</td><td>26.5事業所</td></tr> </tbody> </table>		全国	神奈川県	藤沢市	受給者1人あたり給付月額	81,242円	78,452円	89,582円	受給者1人あたり利用回数	28.0回	25.3回	32.2回	サービス提供事業所数(人口10万対)	29.2事業所	23.4事業所	26.5事業所
	全国	神奈川県	藤沢市																
受給者1人あたり給付月額	81,242円	78,452円	89,582円																
受給者1人あたり利用回数	28.0回	25.3回	32.2回																
サービス提供事業所数(人口10万対)	29.2事業所	23.4事業所	26.5事業所																

2	資料1-1の37ページの苦情相談の具体例の中、要介護認定の結果が出るまでの時間についてとありますが、実際以前と比べ長くなっているのでしょうか？ 現在、介護保険課の事務担当や調査員の負担が大きいと聞きますが、今後申請者が増える中で増々時間がかかるのではと懸念しています。	榎本委員	令和6年4月から8月までの介護認定申請から結果が出るまでの平均所要日数は約47日で、令和5年度の年平均約41日と比較して6日程度長くなっています。 申請件数については増加傾向が続いておりますので、介護認定審会にペーパーレス会議システムを導入し審査会資料を委員の方に郵送せず、デジタル化した資料を即時で見てもらうなどの効率化を進めるとともに、申請件数に応じた事務処理体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。
3	①在宅サービスの中の医療系サービスが増加しているように見える。この理由を教えてください。 ②保険料の収納状況に関連して、滞納による保険給付の制限をしている事例はあるか？あれば件数だけでも教えてください。	福原委員	①医療系サービスの増加について 訪問看護に関しては、要支援1から要介護5まで、すべての介護度で利用者が増加しており、在宅の要支援・要介護者の医療系サービスの需要が高まっていることが窺えます。また、居宅療養管理指導に関しては、特に重度の要介護者の利用者数が増加傾向となっています。 要因としては、高齢化の進展に伴い、サービス利用者の年齢も高まる傾向にあり、慢性疾患や複数の疾病を抱える方、認知機能の低下やADLの低下で通院が困難な利用者が増加しているためと推察されます。 ②保険給付の制限について 2年以上、介護保険料を滞納したことにより、保険給付の制限（給付額減額）【※】を行っている方は、令和6年8月末時点で48人、そのうち介護サービスを利用している人は16人となっています。 ※保険給付の制限 納期限から2年経過すると、時効により介護保険料を納めることができなくなります。過去の滞納保険料に時効になった保険料がある場合、その期間に応じて、介護サービスを利用するときの利用者負担が3割又は4割に引上げられます。

4	事故報告において、死亡に至ったケースが23件あります。どういったケースが多いのでしょうか？	猪狩委員	まず、件数について、改めて確認したところ、死亡に至ったケースは26件ございました。お詫びして、訂正させていただきます。 死亡に至ったケースでは、感染症や病死のほか、誤えんによるものなどが多い傾向にありますが、詳細が記載されている事故報告書原本を保管している専用書庫が、現在改修工事中となっていることから、発生状況等の詳細につきましては、12月初旬の改修工事完了後に調査の上、次回の運営協議会にてお示しいたします。
5	苦情相談件数が昨年度に比べて2/3くらいまで減っていますが、苦情に対して対応等何か改善されたこととかありましたら教えてください。	後藤委員	苦情相談件数につきましては、電話対応等を行った職員が記録することとなっていますが、窓口業務委託先の従業者が対応したケースについて、市職員への取次ぎは行っているものの、苦情相談として記録を行っていないケースがあることが確認できました。 このことが、件数が減少した要因のひとつであると考えられることから、委託先の従業者が対応したケースについても、適切に記録するよう見直しを行いました。
6	訪問介護を提供する事業所では、人材がなかなか集まらない事業所があると聞いています。藤沢市市内の訪問介護の事業所の人材確保の現状を分かる範囲で、教えてください。	横倉委員	第9期介護保険事業計画の策定にあたり本市が実施した調査結果によりますと、介護人材の不足状況に関する質問に対し、「不足」「やや不足」と回答した事業所の割合は、全サービスの平均で約56%、訪問介護事業所では約85%となりました。全国的にも訪問介護職員の人材不足が深刻な状況となっていますが、本市においても同様の傾向が窺えます。 また、職員の年齢構成として、訪問系サービスは、60代・70代の割合が他のサービス系統と比較して高いことも特徴となっており、職員の退職等により今後一層人材が不足することが予測されています。 本市では、介護職員の確保に向け、「介護職員研修受講料助成事業」の対象として、これまでの「介護職員初任者研修」に加え、今年度から「介護福祉士実務者研修」の受講者に対する助成を開始したところです。引き続き、介護事業所の実態把握に努めながら、効果的な施策を検討してまいります。

7	①【資料1-1】4頁「(4)第1号被保険者1人あたり給付月額」について、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は共に、全国・神奈川県の平均と比べ、藤沢市は給付月額が若干低いのですが、その理由は何だと思われますか。 ②【資料1-1】36頁「8 第1号被保険者保険料の賦課状況」について、近年、普通徴収については15%程度、不納欠損・未収額が発生しております。収納率を上げる有効な対策はありますか。	鈴木委員	①介護老人福祉施設・介護老人保健施設の給付月額について 各施設について、第1号被保険者1人あたりの整備状況(定員数)を見ると、本市は、全国及び神奈川県を下回っており、第1号被保険者1人あたりの整備率が低いことが給付月額にも影響していることが考えられます。 なお、県内の市町村別で給付月額を比較すると、清川村や松田町、山北町、逗子市、三浦市といった高齢化率の高い市町が上位を占めており、次いで地域単価の高い横浜市となっていることから、こうした市町村が、給付月額の平均を押し上げている可能性も考えられます。 (参考:第1号被保険者1人あたり定員数) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>全国</th><th>神奈川県</th><th>藤沢市</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td><td>1.7%</td><td>1.7%</td><td>1.4%</td></tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td><td>1.0%</td><td>0.8%</td><td>0.6%</td></tr> </tbody> </table> ②収納率向上について 令和5年度の滞納繰越分の収納率が15.2%となっております。 収納率を上げる有効な対策といたしましては、滞納となる以前については、65歳到達時や当初納通に口座振替の案内を同封するほか、クレジット払いやPay払い等納付方法を拡大してまいりました。また、滞納となった際には、督促状や催告書を送付するほか、昨年度は一部の世帯を訪問し納付勧奨を実施し、今年度は税制課に債権を一部移管し滞納額の縮減に努めています。		全国	神奈川県	藤沢市	特別養護老人ホーム	1.7%	1.7%	1.4%	介護老人保健施設	1.0%	0.8%	0.6%
	全国	神奈川県	藤沢市												
特別養護老人ホーム	1.7%	1.7%	1.4%												
介護老人保健施設	1.0%	0.8%	0.6%												

8	9) 苦情相談の状況は、前年度より減少しているところですが、プラン・サービス関係、その他の具体的な内容について、ケアマネ、包括等では近年カスタマーハラスメントに該当する事例が多くみられるようになっていきます。窓口等で相談があった場合、どのような対応、回答をされているか。また、ケアマネ、包括やサービス事業所から対策について一緒に協議していただく機会は持っていただけるのでしょうか。事業所側に改善が必要と判断される場合、事業所やケアマネジャーに対しての確認や指導はされるのでしょうか。	中村委員	①近年介護現場では、利用者やご家族等による介護職員へのハラスメント行為が問題となっています。カスタマーハラスメントについて事業所等から相談いただいた際には、これまでの経過対応などを確認させていただき、保険者として可能な範囲で助言等を行うとともに、利用者等から過度な要求を受けている場合など解約に至るケースについては、契約書等に基づき、適正な手続きを経て進めていただくようお願いしているところです。 ②いわゆる困難ケースについて、対策や今後の対応方法等について、事業者と市で協議する場を設けることも可能ですので、高齢者支援課又は介護保険課にご相談ください。 ③利用者等からの苦情相談が市にあった場合には、必要に応じて該当の事業者には聞き取りを行い状況を確認しています。その結果、事業者側に改善が必要と考えられる事案については、運営法人に対して必要な対応を依頼するほか、基準違反等の可能性が認められる場合には、運営指導を行うこととしています。
---	---	------	---

議題(2) 介護保険サービス事業所の指定等について【資料2-1】～【資料2-5】

項目	質問等	質問者	回答
1	小規模多機能型居宅介護事業所の利用は、在宅介護の方にはメリットも多いと考えているが、なかなか登録率が上がって来ない。自分の周りの人に小規模多機能型居宅介護事業所を知っているか聞いても、どういところかよくわからないという答えが多い。 グループホームや老人ホーム等に比べ、施設として認知度の低いことも、登録率の上がっていかない要因の一つと考えられないか？	竹松委員	小規模多機能型居宅介護事業所の登録率が低い事業所が一部あることについては、市としても課題であると認識しており、利用者に対しては、小規模多機能型居宅介護のサービス内容や事業所一覧を認定結果通知に同封するなど、周知等を図っているところです。 また、小規模多機能型居宅介護事業所に対して聞き取りしたところ、 ・人材不足により登録定員を満たすことができない ・居宅介護支援事業所から紹介される場合としては、サービス利用量が多く、複数のサービス提供事業所の調整が難しくなり、小規模多機能型居宅介護の利用を検討したケース等で、件数が少ない ・利用者ご本人が、これまでと同じケアマネジャーに担当してもらいたいと希望され、他の在宅サービスを利用されるなどの理由が挙げられ、こうしたことも登録率が上昇しない要因のひとつとして推定されます。

2	・資料2-2について、分かりやすい資料提供、ありがとうございます。 ・資料2-4の居宅介護支援事業者の数が減少していることに関連して、ケアマネジャーとして働く方が減少している、と現場では感じている。業界の中でも、このままでは介護難民が出る、とも一部報道されている。様々な要因が考えられるが、保険者、指定権者の立場で考えていることを教えてほしい。	福原委員	全国的にケアマネジャーとして働く方は減少傾向となっており、本市においても、近年減少傾向にあるものと捉えています。 本市では、ケアマネジャーの業務負担の軽減に向けて、居宅介護支援事業所とサービス提供事業所間での、毎月のケアプランのやり取りをデータで行うことができる、「ケアプランデータ連携システム」の普及促進を図るため、本年9月補正において必要な経費を計上し、システムの導入支援と効果検証に係る事業を、現在、進めているところです。 また、ケアマネジャーの人材確保・定着に向けましては、すでに実施している介護支援専門員実務研修の受講料補助に加え、潜在ケアマネジャーの復職支援等、他自治体の事例等も参考にしながら、来年度予算に向けて検討を進めていきたいと考えています。
3	看護小規模多機能型居宅介護について、整備目標数が3事業所ですが、応募数がなしと書かれていますが、その原因を、お教えてください。	横倉委員	看護小規模多機能型居宅介護につきましては、中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるサービスとして、整備を進めているところですが、今年度の募集に対する応募がなかったことから、他サービスの整備募集に応募・相談のあった事業者等に聞き取りをしたところ、 ・看護職員の確保が困難である（人材不足・働き方のイメージとが異なる） ・ターミナルケアにより入れ替わりが激しい等、安定した経営が見込みづらいなどの理由があげられました。また、複数のサービスを提供する複合的なサービスであり、運営のノウハウを有する事業者が少ないことなども、要因であると考えています。 なお、近年、類似するサービスである小規模多機能型居宅介護事業所から転換を行う事業所もあることから、こうした手法による整備についても、今後視野に入れながら、整備目標の達成に向けて引き続き、取り組んでまいります。

議題(3) 藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について【資料3-1】～【資料3-4】

項目	質問等	質問者	回答
1	・条文の中に「地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合」とあるが、これはこの協議会が承認することによって理解してよいか？また、これは法律等による国からの指示なのか？	福原委員	地域包括支援センター運営協議会の構成員及び役割については、介護保険法施行規則第140条の66第1項イ、及び厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」に規定されており、藤沢市の場合は「藤沢市介護保険運営協議会実施要領」において、介護保険運営協議会が「地域包括支援センター運営協議会が審議すべき事項」を審議することとなっているため、条文の「地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合」についても、「藤沢市介護保険運営協議会が必要と認める場合」と読み替えることとなります。 なお、介護保険法施行規則第140条の66第1項ロ、及び「地域包括支援センターの設置運営について」において、「地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、」複数の地域包括支援センターを一の区域とみなす旨が規定されていることから、同規定を本市条例に落とし込んだものとなっております。
2	職員確保が困難なため配置要件の見直し等の条例改正が行われるようですが、藤沢市内の各地域包括支援センターの人員確保の現状を、分かる範囲で、教えてください。	横倉委員	10月現在、市内19か所の地域包括支援センターのうち、保健師の不足が2か所、社会福祉士の不足が1か所ございます。なお、主任介護支援専門員の不足箇所はございません。
3	「3 常勤職員の欠員が継続している際の特例」について、現在もしくは将来、欠員が生じる又はその懸念がありますか。 またその場合、どのような工夫を考えておりますか。	鈴木委員	現在の市内地域包括支援センターの欠員状況は、上記議題(3)項目2の回答のとおりとなっております。 市としても、地域包括支援センター職員の採用については各運営法人の方々が苦慮されている実情があることは承知しておりますので、職員採用に関して、広報ふじさわや市のホームページにてアナウンスをかける等、採用に関する協力を行っているところですが、引き続き、様々な方法での採用への協力に関して検討してまいります。
ご意見	人員配置基準が緩和されることでの現場の負担が心配ですが、生産人口が減少する中で、今後他のサービスにも人員配置基準の緩和といった措置が必要かと思います。	猪狩委員	

議題(4) 令和5年度地域包括支援センター事業報告及び令和6年度活動計画等について【資料4】

項目	質問等	質問者	回答
1	地域ケア会議で検討されたことが、介護保険事業計画に反映された事項があれば、お教えてください。政策形成に重要な役割をになっていると思われますので。	横倉委員	地域ケア会議で検討された地域課題の計画等への反映・活用方法については、引き続きの課題と認識しております。現在、今までの地域ケア会議で検討された地域課題について、分析・検討を行っております。今後、地域づくり・資源開発、政策形成に向けて、関係機関等と連携し、取り組んでまいります。
ご意見	各地域包括支援センターの事業報告、活動方針を拝読させて頂き、各地域性の違いや、その地域の特性に沿った活動をされていることがよく理解できた。 市民の協力的な地域がある反面、無関心であったり、相談することすら知らない市民が多い地域もあり、苦慮されていることも読み取れた。 今後、今以上に地域包括支援センターの認知度を高めることを、市にはお願いしたい。	竹松委員	

議題(5) 令和5年度地域包括支援センター収支決算及び評価結果について(非公開)【資料5-1】【資料5-2】

議題(6) 令和6年度地域包括支援センター収支予算について(非公開)【資料6】